



熊本県公報

第11734号
平成20年8月29日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 2
- 平成20年9月県議会定例会の招集…………… (財政課) 2
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し…………… (税務課) 2
- 特定計量器定期検査の実施に伴う告示…………… (産業支援課) 2
- 障害者自立支援法に基づく特定旧法指定施設の辞退…………… (障害者支援総室) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (//) 4
- 道路の供用開始…………… (//) 4
- 使用料の収納事務委託…………… (港湾課) 5
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (交通・くらし安全課) 5
- 平成20年度定期種畜検査成績の公示…………… (畜産課) 5
- 平成21年度熊本県老人福祉施設整備計画等事前協議実施要項の
制定…………… (高齢者支援総室) 6
- 平成19年度熊本県老人福祉施設等整備要項の廃止…………… (//) 7

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工政策課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (//) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等か
らの意見…………… (//) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等か
らの意見…………… (//) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等か
らの意見…………… (//) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等か
らの意見…………… (//) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (//) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (//) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (//) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (//) 11
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等か
らの意見…………… (//) 12
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等か
らの意見…………… (//) 12
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等か
らの意見…………… (//) 13
- 道路の位置指定の公告…………… (建築課) 14
- 県有財産の売却…………… (管財課) 14
- クリーニング師試験…………… (薬務衛生課) 15
- 県有財産の売却…………… (農林水産政策課) 16
- 県有財産の売却…………… (//) 17
- 県有財産の売却…………… (//) 18
- 県有財産の売却…………… (//) 18

登 載 依 頼

- 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則… (人事委員会) 19
- くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会の開催…………… (少子化対策課) 19
- 平成20年度熊本県環境審議会第1回鳥獣部会の開催…………… (自然保護課) 20
- 平成20年度第2回熊本県医療審議会の開催…………… (医療政策総室) 20
- 内水面における漁場計画に関する公聴会開催
…………… (熊本県内水面漁場管理委員会) 21
- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (警察本部交通規制課) 21

告 示

熊本県告示第762号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
就労移行支援事業所 在宅就労支援事業団 熊本市九品寺5丁目 9番1号	特定非営利活動法人 在宅就労支援事業団 熊本市九品寺5丁目 9番1号 田中 良明	平成20年 10月1日	4310100716	就労移行支援（一般型）

熊本県告示第763号

平成20年9月11日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第764号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
畑上 清	水俣市深川276番地	平成20年8月1日

熊本県告示第765号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、人吉市及び球磨郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 集合検査

検査区域	検 査 日	検査受付時間	検 査 場 所	対象となる特定計量器
多良木町	平成20年10月1日	午前10時半から正午まで	黒肥地公民館（黒肥地幼稚園跡）	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。） 、分銅及びおもり
多良木町	平成20年10月1日	午後1時半から午後4時まで	久米公民館	
多良木町	平成20年10月2日	午前9時から午後4時まで	多良木町畜産センター	
山江村	平成20年10月3日	午前9時から午後3時まで	山江村役場	
相良村	平成20年10月6日	午後1時から午後4時まで	相良村生涯学習センター	
相良村	平成20年10月7日	午前9時から午後4時まで	相良村畜産センター	
錦町	平成20年10月8日	午後1時から午後4時まで	木上コミュニティーセンター	
錦町	平成20年10月9日	午前9時から午後4時まで	錦町青年会館	

水上村	平成20年10月10日	午前9時から午後3時まで	水上村役場
あさぎり町	平成20年10月14日	午前10時から午後4時まで	あさぎり町深田支所
あさぎり町	平成20年10月15日	午前9時から午後4時まで	あさぎり町上支所
あさぎり町	平成20年10月16日	午前9時から午後4時まで	あさぎり町上支所
あさぎり町	平成20年10月17日	午前9時から午後3時まで	あさぎり町役場本庁舎
球磨村	平成20年10月20日	午前10時半から午後3時まで	渡地区多目的集会所
球磨村	平成20年10月21日	午前9時から午前11時半まで	神瀬地区多目的集会所
球磨村	平成20年10月21日	午後1時から午後4時まで	石の交流館やまなみ
湯前町	平成20年10月22日	午前9時から午後4時まで	湯前町役場
五木村	平成20年10月23日	午前9時から正午まで	五木村役場
五木村	平成20年10月23日	午後1時半から午後2時半まで	宮園老人いこいの家
人吉市	平成20年10月27日	午前9時半から午後4時まで	東西コミュニティーセンター
人吉市	平成20年10月28日	午前9時から午後4時まで	人吉球磨能力開発センター
人吉市	平成20年10月29日	午前9時から午後4時まで	人吉市勤労青少年ホーム
人吉市	平成20年10月30日	午前9時から午後3時まで	人吉市勤労青少年ホーム

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成20年10月1日から平成20年10月30日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号に定めるものについては、その計量器の所在場所

3 実施機関

社団法人 熊本県計量協会

熊本県告示第766号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により次の特定旧法指定施設から辞退の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	辞退年月日	事業所番号	事業の種類
身体障害者療護施設のぞみ（通所部） 八代郡氷川町鹿島945	社会福祉法人白寿会 八代郡氷川町鹿島945 中島 巳年雄	平成20年9月30日	4311700027	身体障害者療護施設

熊本県告示第767号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路

の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年8月29日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字江代字平 1577番8地先から	134.5	緊道整 B防災
		同所 1577番8地先まで		
	高沢一勝地線	球磨郡球磨村大字渡丙字荒谷 1112番2地先から	117.0	
		同所 1116番4地先まで		
		球磨郡球磨村大字渡丙字荒谷 1139番19地先から	151.0	
		同所 1139番26地先まで		
		球磨郡球磨村大字渡丙字荒谷 1116番4地先から	144.0	
		同所 1126番1地先まで		

2 供用を開始する期日 平成20年8月29日

熊本県告示第768号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年8月29日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	大分県玖珠郡九重町大字菅原字駄原 555番2地先から 同所 555番2地先まで	前	21.6 ～ 22.5	21.0	工事完 了に伴 う区域 変更
			後	0.0 ～ 0.0		

2 区域を変更する期日 平成20年8月29日

熊本県告示第769号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年8月29日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	大分県玖珠郡九重町大字菅原字駄原 555番2地先から 同所 555番1地先まで	204.5	地域連 携国道

2 供用を開始する期日 平成20年9月2日

熊本県告示第770号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。
平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
熊本県港湾管理条例（昭和41年条例第42号）に基づく、熊本港官公庁船だまり浮
栈橋（東側）に係る使用料の収納事務
- 2 委託の相手方
熊本フェリー株式会社 熊本市新港1丁目2番
- 3 委託期間
平成20年9月1日から平成21年3月31日まで

熊本県告示第771号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成20年8月21日次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。
平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	痴漢電車 夢うつろ制服狩り（オーピー） 性犯罪捜査 暴姦の魔手（オーピー） 歎びの喘ぎ 処女を襲う（新東宝） 日本残虐女拷問（新東宝） 三匹の和服牝美人 一十人十色の性一（新日本） 濡れた太股 揺れる車内で（新東宝） 人妻のじかん 夫以外と寝る時（新日本） 団地妻セックスバトル 不倫とスワップ（新東宝） 私の後家さん 濡れ上手（新日本） イヴの本気レズ いかせる指と舌（新東宝） ハレンチな女 真昼の発情（オーピー） SEX相談 痴女の股ぐら（新東宝） エロマダム 濡袴と喪服（新日本）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第772号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項に規定する平成20年度の定期種畜検査を次のとおり実施したので報告する。
平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第4条に規定する牛の雄、馬の雄及び家畜人工授精の用に供する豚の雄
- 3 検査実績

月	日	曜	種畜証明書番号 (H20熊本県1)	頭数	畜種	検査成績	飼養者	検査場所
5	12	月	第1～27号	27	肉用牛	1級(24頭) 2級(3頭)	熊本県農業研究センター	合志市
			第28～32号	5	豚	2級(4頭)		
			第33～45号	13	肉用牛	特級(9頭) 1級(3頭) 2級(1頭)	熊本県	合志市
			第46号	1	肉用牛	2級	井上義朗	玉名郡和水町
			第47号	1	肉用牛	1級	独立行政法人家畜改良センター 熊本牧場	玉名市

13	火	第48～50号	3	肉用牛	2級	株式会社泗水牧場	菊池市
		第51号	1	肉用牛	2級	水上龍介	菊池市
		第52～53号	2	肉用牛	2級	中村幸弘	菊池市
		第54～55号	2	肉用牛	2級	瀧内権二	菊池市
		第56～57号	2	馬	2級	村山光弘	菊池郡大津町
14	水	第58～69号	12	馬	2級	古閑清和	菊池郡菊陽町
		第70～73号	4	肉用牛	2級		
		第74～75号	2	馬	2級	本田哲也	熊本市
		第76～77号	2	馬	2級	志水勝国	熊本市
		第78～80号	3	馬	2級	本田土寿	熊本市
		第81号	1	馬	2級	山口隆介	上益城郡山都町
15	木	第82～286号	205	豚	2級	全農畜産サービス株式会社西日本原種豚場	菊池市
16	金	第287～288号	2	肉用牛	2級	高村祝次	阿蘇郡小国町
		第289号	1	馬	級外	佐藤瀬市	阿蘇郡南小国町
		第290～291号	2	肉用牛	1級(1頭) 2級(1頭)	農事組合法人狩尾牧場	阿蘇市
		第292号	1	馬	級外	有限会社梅木観光夢大地グリーンバレー	阿蘇市
		第293号	1	肉用牛	2級	農事組合法人山鹿酪農組合	阿蘇郡産山村
20	火	第294～296号	3	馬	2級	熊本県畜産農業協同組合阿蘇支所	阿蘇市
		第297～298号	2	肉用牛	2級	江藤要一	阿蘇市
		第299号	1	馬	級外	白石重雄	阿蘇市
		第300号	1	肉用牛	1級	赤水牧野組合	阿蘇市
21	水	第301号	1	肉用牛	2級	西阿蘇酪農業協同組合代表者山田正晴	阿蘇郡西原村
		第302～312号	11	乳用牛	1級(1頭) 2級(10頭)	社団法人家畜改良事業団熊本種雄牛センター	阿蘇郡西原村
		第313～337号	25	肉用牛	特級(5頭) 1級(4頭) 2級(16頭)		
		第338～340号	3	肉用牛	1級(2頭) 2級(1頭)	財団法人熊本県農業公社西原公共育成牧場	阿蘇郡西原村
		第341～347号	7	馬	2級	有限会社宮村牧場	阿蘇郡西原村
22	木	第348～350号	3	肉用牛	1級(2頭) 2級(1頭)	財団法人熊本県農業公社球磨公共育成牧場	球磨郡球磨村
		第351号	1	肉用牛	2級	種村孝典	球磨郡あさぎり町
		第352～356号	5	肉用牛	1級(1頭) 2級(4頭)	有限会社マルナカファーム	球磨郡錦町
6	27	金	第357号	1	肉用牛	2級	

熊本県告示第773号

平成21年度熊本県老人福祉施設整備計画等事前協議実施要項を次のように定める。
平成20年8月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

平成21年度熊本県老人福祉施設整備計画等事前協議実施要項

(趣旨)
第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第118条第1項の規定に基づく介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の9第1項の規定に基づく老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画において定める老人福祉施設の円滑な整備等を推進するため、老人福祉施設等の整備等を実施しようとする者に、当該整備等に着手する前に当該整備等の事業計画の事前協議を求めることとし、これに関し必要な事項を定める。

(対象とする事業計画)
第2条 事前協議の対象とする事業計画は、平成21年度に実施しようとする事業であつて、別表に掲げるものとする。ただし、熊本市内における計画及び地域密着型サービスに該当する計画は除くものとする。

(提出期限)
第3条 事前協議書は、別途定める様式に基づき、平成20年10月6日(月)午後5時までに、健康福祉部高齢者支援総室に提出するものとする。

(審査及び採択)
第4条 提出された事業計画は、事業実施の必要性、事業内容の妥当性及び事業実施に向けての計画の熟度等を、別途定める「平成21年度審査評点表」に基づいて、健康福祉部所管施設整備等審査会において審査したうえで、予算の範囲内で、補助対象計画としての採否を決定するものとする。

(雑則)
第5条 この要項に定めるもののほか、事前協議に関して必要な事項は、別途定める「平成21年度老人福祉施設整備計画等に係る事前協議の基本方針」によるものとする。

- 附 則
1 この要項は、告示の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成21年4月1日から施行する。
2 この要項は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。
3 熊本県老人福祉施設等整備計画事前協議実施要項(平成19年熊本県告示第690号)は、廃止する。
4 前項の規定による廃止前の熊本県老人福祉施設等整備計画事前協議実施要項の規定は、平成21年度に事業を実施しようとする老人福祉施設等整備計画の事前協議には適用しない。

別表

Table with 3 columns: 施設種別, 整備区分, 事前協議書提出の対象. Rows include 特別養護老人ホーム (増築, 改築) and 養護老人ホーム (増築, 改築).

備考
1 「増築」とは、既存施設の現在の入所定員の増員を伴わず、既存施設の居室を取り壊さず、新たに居室を整備することをいう。
2 「改築」とは、既存施設の現在の入所定員の増員を伴わず、既存施設の居室を取り壊して、新たに居室を整備することをいう。

熊本県告示第774号
平成19年度熊本県老人福祉施設等整備要項を廃止する要項を次のように定める。
平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
平成19年度熊本県老人福祉施設等整備要項を廃止する要項
平成19年度熊本県老人福祉施設等整備要項(平成18年熊本県告示第788号)は、廃止する。

附 則
この要項は、告示の日から施行する。

公 告

熊本県公告第599号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。
平成20年8月29日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) マックスバリュ川尻店

- (2) 熊本市八幡七丁目5番1号
くらし館国府店
熊本市国府三丁目28番28号
- (3) 八反田ショッピングセンター
熊本市八反田二丁目3519番地4ほか

2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	マックスバリュ九州株式会社	代表取締役 坂野邦雄
変更後	同 上	代表取締役 築城政雄

- 3 変更の年月日
平成20年5月10日
- 4 変更する理由
小売業者の代表者変更のため
- 5 届出年月日
平成20年7月30日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 縦覧期間
平成20年8月29日から平成20年12月29日まで

熊本県公告第600号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
やつしろショッピングセンター
八代市本町三丁目1番2号
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) J P C 八代商業施設
(変更後) やつしろショッピングセンター
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	J P C 九州八代開発合同会社	代表社員 中塚賀晴
変更後	同 上	職務執行者 深井 閔

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	マックスバリュ九州株式会社	代表取締役 坂野邦雄
変更後	同 上	代表取締役 築城政雄

- 3 変更の年月日
 - (1) 平成19年8月31日
 - (2) 平成19年8月24日
 - (3) 平成20年5月10日
- 4 変更する理由
店舗名称の変更、設置者及び小売業者の代表者変更のため
- 5 届出年月日
平成20年7月30日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
 - (2) 縦覧期間
平成20年8月29日から平成20年12月29日まで

熊本県公告第601号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成19年12月14日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により天草市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
T S U T A Y A 天草店
天草市南新町5番3ほか
- 2 市町村意見の概要
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課
平成20年8月29日から平成20年9月29日まで

熊本県公告第602号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成20年2月8日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
レッドキャベツ桜木店
熊本市花立三丁目4-1
- 2 市町村意見の概要
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成20年8月29日から平成20年9月29日まで

熊本県公告第603号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成20年3月7日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
H I ヒロセスーパーコンボ田崎市場通り店
熊本市上代一丁目557番ほか
- 2 市町村意見の概要
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成20年8月29日から平成20年9月29日まで

熊本県公告第604号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成20年3月19日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウンはません店
熊本市田井島一丁目2番1号
- 2 市町村意見の概要
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成20年8月29日から平成20年9月29日まで

熊本県公告第605号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成20年3月19日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見

書を縦覧に供する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウンサンピアン店
熊本市上南部二丁目2-2
- 2 市町村意見の概要
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成20年8月29日から平成20年9月29日まで

熊本県公告第606号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコ玉名店
玉名市亀甲字前田95番地ほか
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
平成18年12月27日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

承継前	承継後
株式会社壽屋 代表取締役 須藤和徳 熊本市安政町1番2号	株式会社アスト 代表取締役 馬場英治 熊本市安政町1番2号

- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
建物譲渡のため
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積
8,500平方メートル
- 6 届出年月日
平成20年8月13日

熊本県公告第607号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド菊陽店
熊本市龍田町弓削677番地1ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	イオン九州株式会社	代表取締役 松井博史
変更後	同 上	代表取締役 岡澤正章

- 3 変更の年月日
平成20年5月9日
- 4 変更する理由
小売業者の代表者変更のため
- 5 届出年月日
平成20年8月13日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成20年8月29日から平成20年12月29日まで

熊本県公告第608号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があ

ったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド御船店
上益城郡御船町辺田見字中道201番1ほか
- 2 変更した事項

(1)大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	イオン九州株式会社	代表取締役 松井博史
変更後	同 上	代表取締役 岡澤正章

(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名
変更前	イオン九州株式会社	代表取締役 松井博史
変更後	同 上	代表取締役 岡澤正章

- 3 変更の年月日
平成20年5月9日
- 4 変更する理由
設置者及び小売業者の代表者変更のため
- 5 届出年月日
平成20年8月13日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局総務振興課
 - (2) 縦覧期間
平成20年8月29日から平成20年12月29日まで

熊本県公告第609号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコ玉名店
玉名市亀甲字前田95番地ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史	代表取締役 岡澤正章
株式会社谷呉服店 福岡県福岡市平尾二丁目10番1号	福岡県筑紫野市二日市中央二丁目3番2号
株式会社プラザクリエイト 東京都千代田区五番町一番地市ヶ谷大郷ビル6F	東京都千代田区五番町1番地市ヶ谷大郷ビル7F
株式会社九州タカラブネ 代表取締役 新開純也 福岡県筑後市大字下北島730番地	(退店)
株式会社フード・ラボ 代表取締役 立原知博 熊本市麻生田三丁目11番12号	(退店)
林 次夫 玉名市中1140番4号	(退店)

イオンクレジットサービス株式会社 代表取締役 森 英樹 福岡県福岡市博多区店屋街8番30号	(退店)
株式会社肥後銀行 代表取締役 稲垣精一 熊本市練兵町1番地	(退店)
鹿川 護 玉名郡菊水町瀬川919番1号	(退店)
田上一則 玉名市繁根木268番地	(退店)
小篠英一 玉名市松木24番12号	(退店)
坂本 稔 玉名市伊倉北方3170番地	(退店)
坂本孝昭 玉名市高瀬下町	(退店)
吉永レイコ 玉名市亀甲178番1号	(退店)
竹田京子 玉名市亀甲32番地	(退店)
(新規出店)	株式会社スイートガーデン 代表取締役 小池和則 京都府京都市中京区烏丸通御池下る 虎屋町566番1号
(新規出店)	協同組合玉名ショッピングセンター 理事長 鹿川 護 玉名市亀甲字前田89番地

- 3 変更の年月日
平成20年5月9日
- 4 変更する理由
小売業者の住所及び代表者の変更並びに小売業者入替えのため
- 5 届出年月日
平成20年8月13日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課
 - (2) 縦覧期間
平成20年8月29日から平成20年12月29日まで

熊本県公告第610号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき平成20年3月19日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド菊陽店（旧 ホームワイド菊陽バイパス店）
熊本市龍田町弓削677番地1ほか
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成20年8月29日から平成20年9月29日まで

熊本県公告第611号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成20年3月26日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド菊陽店
熊本市龍田町弓削677番地1ほか
- 2 市町村意見の概要
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成20年8月29日から平成20年9月29日まで

熊本県公告第612号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき平成20年3月25日に行われた届出に対し、同法第8条第1項及び2項の規定により八代市及び八代商工会議所から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートリアル八代店
八代市新開町三号3番25ほか
- 2 市町村意見の概要
 - (1) 交通安全対策について
 - ア 右折車両による交通渋滞が懸念されるため、開店時及び繁忙期のみだけでなく、交通整理員を常時配置すること。
 - イ 出庫時における視認性を高めるため、両脇の障害物（フェンス等）の設置には十分注意すること。
 - ウ 事故防止等のため、関係機関等と協議を行い、必要な安全対策を講じること。
 - (2) 防災・防犯対策について
施設の南側は通学路にあたるため、少年のたまり場とならないよう防犯カメラや照明の配置について配慮すること。
 - (3) 騒音対策について
 - ア 早朝及び深夜の出退車両の騒音対策並びに特定施設から発生が危惧される低周波音対策を十分に講じること。
 - イ 店舗近隣に住宅があるため、アイドリングストップを周知すること。
 - (4) 廃棄物減量化及びリサイクルについて
 - ア 再資源化として流通できるものについては、適正な分別と自主流通ルートを確保し、
 - イ かよい箱の積極的な活用とレジ袋や過剰包装の削減に努め、廃棄物の排出抑制及び減量化を図ること。
 - (5) 街並みづくり等への配慮について
 - ア 夜間照明について、周辺住民への影響を考慮し、設置箇所や角度等を検討すること。
 - イ 敷地内の緑化に努めること。
- 3 八代商工会議所意見の概要
 - (1) 交通について
 - ア 当該店舗の出店に伴い、県道八代大手町線のさらなる交通渋滞の悪化が懸念されるため、店舗北側の車両等出入口について交通渋滞対策を講じること。
 - イ 入出店時の接触事故や交通渋滞発生が懸念されるため、店舗北側の車両等出入口に交通整理員を常時配置すること（早朝・深夜を除く。）。
 - ウ 来店者が交通事故を起こさないように案内板の設置やレジ精算時の交通安全チラシ配布等の配慮を行うこと。
 - エ 店舗南側方面からの来店客について、八代大橋の交通渋滞を悪化させないため、折込チラシ等に入店経路を明示すること。
 - オ 接触事故等の発生を減少させるため、県道八代港大手町線からの左折進入レーンの設置について検討していただきたい。
 - (2) 駐車場・駐輪場について
 - ア 駐車場については、指針による必要駐車台数と同じ288台の収容台数を計画してあるが、盆や正月等の繁忙期には不足することが予想されるので、臨時駐車場等の設置を検討していただきたい。
 - イ 他の類似店舗の調査結果を基に駐輪場の収容台数を56台と計画してあるが、当地域では他地域より自転車や原動機付自転車による来店客が多いため、指針に参考値として示してある水準（店舗面積約35平方メートル当たり1台）に基づいて計算された駐輪場台数167台の設置を検討していただきたい。
 - (3) 騒音について
早朝からの商品搬入・荷さばきによる騒音発生が懸念されるため、荷さばき施設や廃棄物保管施設の外壁側に遮音壁の設置を検討していただきたい。
また、騒音防止と環境保護の観点から来店客及び商品搬入業者へのアイドリング

- ストップの周知徹底を行い、必要でない空調設備は積極的に電源を切る等の配慮を行うこと。
- (4) 防犯について
当該店舗は店舗面積が広く、24時間営業でもあり、青少年による犯罪発生が懸念されるため、防犯カメラの設置や警備員の常時配置、中学・高校等の各教育機関及び八代警察署等と連携した積極的な犯罪防止対策を行うこと。
- (5) 光害（照明）について
当該店舗は24時間営業であり、出店に伴い夜間の照明による周辺住民の安眠妨害等の悪影響が懸念されるため、夜間の照明は防犯上必要最低限度を点灯し、環境保護の観点から必要でない照明は積極的に消灯する等の配慮を行うこと。
- (6) 廃棄物について
環境保護の観点から当該店舗が設置を計画しているリサイクルボックス以外にも簡易式生ごみ処理機の設置等、ごみ減量対策への積極的な取組を行うこと。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
平成20年8月29日から平成20年9月29日まで

熊本県公告第613号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 八代市東陽町北3811番地3
- 2 築造者の氏名 堺直
- 3 道路の位置 宇城市松橋町両仲間字庄田1072番4
- 4 道路の幅員 6.04メートル
- 5 道路の延長 40.46メートル
- 6 指定年月日 平成20年8月14日
- 7 指定番号 宇城景建第20号

熊本県公告第614号

県有財産を次のとおり売却する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
所在 八代市日奈久塩北町字野添2979番1
地目 宅地
地積 5,777.73平方メートル
最低売却価格 29,100,000円
- 2 入札期日
平成20年10月15日（水）午前10時30分
- 3 入札場所
八代市西片町1660 熊本県八代総合庁舎 5階 中会議室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成20年10月10日（金）午後5時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課

- 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 個人の場合 印鑑証明書
 - (2) 法人の場合 印鑑証明書
 - (3) 代理人が参加する場合 (1)又は(2)に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
 - (1) 契約締結期限 平成20年10月28日(火)午後5時
 - (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
 - (3) 契約締結場所 別途指定する。
 - (4) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)を承知のうえ、入札するものとする。
 - (5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第615号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、平成20年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。
平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時 平成20年10月19日(日)
 - ア 学科試験 午前10時から正午まで
 - イ 実地試験 午後1時から
 - (2) 場所 株式会社シロヤパリガン(熊本市上熊本二丁目6番7号)
- 2 試験科目
 - (1) 学科試験
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識
 - (2) 実地試験(洗たく物の処理に関する知識及び技能)
 - ア しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別
 - イ 繊維の鑑別
 - ウ 薬品の鑑別
 - エ 長袖ワイシャツ蒸気アイロン仕上げ
 - ※1 蒸気アイロン及び長袖ワイシャツは、熊本県で準備する
 - ※2 アイロン仕上げの際にノリは使用しない
- 3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者
 - (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験手続
 - (1) クリーニング師試験受験願書(以下「願書」という。)の配布
熊本県健康福祉部薬務衛生課及び県内各保健所(熊本市保健所を含む。)で配布する。ただし、県外に住所を有する受験希望者にあつては郵送での配布も行う。この場合、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書きし、あて先を明記し、120円切手を貼付した返信用封筒(角型2号:A4サイズ)を同封のうえ、熊本県健康福祉部薬務衛生課(〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号)に請求すること。
 - (2) 提出書類
 - ア 願書
 - イ 受験資格を有することを証明する書類(卒業証書の写し、卒業証明書等)

卒業証書の写しの場合、併せて原本も願書提出先に提出し、原本と相違ない旨の確認を受けること(確認後、原本は返却する)。

また、卒業証書等の氏名が婚姻その他の理由により、現在の氏名と異なっている場合は、卒業証書等の氏名から現在の氏名への変更の経緯が記載された戸籍の謄本(又は抄本)も提出すること。
 - ウ 写真1枚

出願前6か月以内に撮影した正面向き、無帽のもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの。なお、写真の裏に受験希望者の氏名を記入し、写真票の所定の欄に貼付すること。
 - (3) 受験手数料

受験手数料として、7,600円分の熊本県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼付すること。

- (4) 願書等の提出先
県内に住所を有する受験希望者にあつては県内各保健所（熊本市保健所を含む。）に提出すること。
なお、県外に住所を有する受験希望者にあつては、熊本県健康福祉部薬務衛生課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に提出すること。
- (5) 願書等を郵送で提出する場合
やむを得ず、郵送で提出する場合は必ず書留とし、「クリーニング師試験受験申込」と朱書きすること。熊本県収入証紙の入手が困難な場合は、以下のとおりとする。
ア 手数料を現金で納付する場合は、受験願書等に7,600円を同封し、現金書留で郵送すること。
イ 手数料を郵便為替で納付する場合は、受験願書等に郵便為替（普通為替）7,600円分を同封し、書留で郵送すること。
- (6) 願書の受付期間
平成20年9月8日（月）から平成20年9月24日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
なお、郵送による場合は、平成20年9月24日（水）までの消印のあるものに限って受け付ける。
- (7) 受験票の交付
受験票は、願書等の審査後、熊本県健康福祉部薬務衛生課から願書記載の受験者現住所に送付する。
- 5 合格基準
- (1) 学科試験
3科目の合計得点が満点の6割以上であること。（ただし、1科目でも満点の4割未満の場合は不合格とする。）
- (2) 実地試験
4科目の合計得点が満点の6割以上であること。（ただし、1科目でも満点の4割未満の場合は不合格とする。）
- 6 合格者の発表
平成20年11月12日（水）午前10時に、合格者の受験番号を県庁本館1階ロビー及び県内各保健所（熊本市保健所を含む。）に掲示するとともに、県庁ホームページに掲載する。
また、合格者には合格通知書を送付する。
なお、電話による照会には一切応じない。
- 7 その他
- (1) 願書の請求及び受験についての照会は、県内各保健所（熊本市保健所を含む。）又は熊本県健康福祉部薬務衛生課（電話番号096-333-2245）に行うこと。
- (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定に基づき、合格発表の日から1か月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、午前8時30分から午後5時30分まで熊本県健康福祉部薬務衛生課において、受験票を持参した受験者本人のみ開示する。
- (3) 受験手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

熊本県公告第616号

次のとおり一般競争入札により売却する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
件名 クレーン車（日野自動車・スイングヤード）
型式 U-F F3HJA改
年式 平成7年式
仕様等の詳細は「入札案内書」を参照してください。
- 2 入札案内書
交付期間 平成20年8月29日（金）から平成20年9月12日（金）まで
交付場所 熊本市黒髪八丁目222番地2 熊本県林業研究指導所
- 3 入札期日
平成20年9月17日（水）午前10時
- 4 入札場所
熊本市黒髪八丁目222番地2 熊本県林業研究指導所
- 5 入札保証金
入札に参加しようとする者は、購入希望金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が売買代金を納入期限までに支払わないときは、熊本県に帰属する。

- 6 開札期日 入札終了後即時
- 7 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
 提出方法 持参又は郵送による。
 提出期限 平成20年9月12日（金） 午後5時
 （郵送の場合は提出期限までに必着）
 提出先 熊本市黒髪八丁目222番地2 熊本県林業研究指導所
- 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 個人の場合 印鑑登録証明書
 - (2) 法人の場合 印鑑証明書
 - (3) 代理人が参加する場合 (1)又は(2)に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
 - (1) 売買代金納入期限 入札当日の午後2時30分までに納付すること。
 - (2) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知のうえ、入札するものとする。
 - (3) 問い合わせ先
熊本県林業研究指導所（電話番号096-339-2221）

熊本県公告第617号

次のとおり一般競争入札により売却する。
平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
 件名 クレーン車（日野自動車・タワーヤード）
 型式 U-GD3HEAA改
 年式 平成7年式
 仕様等の詳細は「入札案内書」を参照してください。
- 2 入札案内書
 交付期間 平成20年8月29日（金）から平成20年9月12日（金）まで
 交付場所 熊本市黒髪八丁目222番地2 熊本県林業研究指導所
- 3 入札期日
平成20年9月17日（水）午前10時
- 4 入札場所
熊本市黒髪八丁目222番地2 熊本県林業研究指導所
- 5 入札保証金
入札に参加しようとする者は、購入希望金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が売買代金を納入期限までに支払わないときは、熊本県に帰属する。
- 6 開札期日 入札終了後即時
- 7 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
 提出方法 持参又は郵送による。
 提出期限 平成20年9月12日（金） 午後5時
 （郵送の場合は提出期限までに必着）
 提出先 熊本市黒髪八丁目222番地2 熊本県林業研究指導所
- 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 個人の場合 印鑑登録証明書
 - (2) 法人の場合 印鑑証明書
 - (3) 代理人が参加する場合 (1)又は(2)に掲げる書類及び委任状

- 10 その他
(1) 売買代金納入期限 入札当日の午後2時30分までに納付すること。
(2) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知のうえ、入札するものとする。
(3) 問い合わせ先
熊本県林業研究指導所（電話番号096—339—2221）

熊本県公告第618号

次のおり一般競争入札により売却する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
件名 K E T O（ハーベスター）
型式 312
仕様等の詳細は「入札案内書」を参照してください。
- 2 入札案内書
交付期間 平成20年8月29日（金）から平成20年9月12日（金）まで
交付場所 熊本市黒髪八丁目222番地2 熊本県林業研究指導所
- 3 入札期日
平成20年9月17日（水）午前10時
- 4 入札場所
熊本市黒髪八丁目222番地2 熊本県林業研究指導所
- 5 入札保証金
入札に参加しようとする者は、購入希望金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が売買代金を納入期限までに支払わないときは、熊本県に帰属する。
- 6 開札期日 入札終了後即時
- 7 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成20年9月12日（金） 午後5時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市黒髪八丁目222番地2 熊本県林業研究指導所
- 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑登録証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
(1) 売買代金納入期限 入札当日の午後2時30分までに納付すること。
(2) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知のうえ、入札するものとする。
(3) 問い合わせ先
熊本県林業研究指導所（電話番号096—339—2221）

熊本県公告第619号

次のおり一般競争入札により売却する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
件名 K O B E L C O（プロセッサー）C P
型式 S K 1 2 0 - 2
仕様等の詳細は「入札案内書」を参照してください。
- 2 入札案内書
交付期間 平成20年8月29日（金）から平成20年9月12日（金）まで

- 3 交付場所 熊本市黒髪八丁目222番地2 熊本県林業研究指導所
 入札期日 平成20年9月17日(水) 午前10時
- 4 入札場所 熊本市黒髪八丁目222番地2 熊本県林業研究指導所
- 5 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、購入希望金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が売買代金を納入期限までに支払わないときは、熊本県に帰属する。
- 6 開札期日 入札終了後即時
- 7 入札参加資格
 次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 (2) 破産者で復権を得ない者
 (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
 入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
 提出方法 持参又は郵送による。
 提出期限 平成20年9月12日(金) 午後5時
 (郵送の場合は提出期限までに必着)
 提出先 熊本市黒髪八丁目222番地2 熊本県林業研究指導所
- 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
 (1) 個人の場合 印鑑登録証明書
 (2) 法人の場合 印鑑証明書
 (3) 代理人が参加する場合 (1)又は(2)に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
 (1) 売買代金納入期限 入札当日の午後2時30分までに納付すること。
 (2) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)等を承知のうえ、入札するものとする。
 (3) 問い合わせ先
 熊本県林業研究指導所(電話番号096-339-2221)

登載依頼

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年8月29日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第37号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
 別表第1警察の部警察本部の項中「行政職給料表」の次に「又は公安職給料表」を加え、「次席(区分6種のものを除く。)」を「副室長(警部の階級にあるものに限る。)」次席(区分6種のものを除く。)」に改める。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会公告第5号

くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成20年8月29日

くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会長

- 1 開催日時
 平成20年9月4日(木)
 午前10時から(1時間30分程度)
- 2 開催場所
 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁新館2階「多目的AV会議室」
- 3 会議内容
 (1) 熊本県次世代育成支援行動計画(くまもと子育て・子育て応援大作戦)の平成19年度の実施状況について
 (2) その他

- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会事務局（熊本県健康福祉部少子化対策課次世代育成支援班）
（電話096-333-2225）

熊本県環境審議会鳥獣部会公告第1号

平成20年度熊本県環境審議会第1回鳥獣部会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりとする。

平成20年8月29日

熊本県環境審議会鳥獣部会

部会長 阿 部 正 喜

- 1 開催日時
平成20年9月4日（木）
午前9時30分から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁新館8階 802会議室
- 3 議題
(1) 熊本県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画の策定について
(2) 第10次鳥獣保護事業計画の変更について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部自然保護課
（電話096-333-2275）

熊本県医療審議会公告第3号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。

平成20年8月29日

熊本県医療審議会

会 長 北 野 邦 俊

- 1 開催日時
平成20年9月5日（金）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 医療法人の設立認可について
(2) 医療法人の解散認可について
(3) 医療法人の合併認可について
(4) 医療法人の理事長選任特例認可について
(5) 熊本市と富合町の編入合併に伴う第5次熊本県保健医療計画の変更案について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部医療政策総室）
（電話096-333-2205（ダイヤルイン））

熊本県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規程に基づき、内水面における漁場計画（免許の内容）に関する公聴会の開催日時及び開催場所、漁場計画の概要を次のとおり告示する。

平成20年8月29日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 伊勢田 弘志

- 1 開催日時 平成20年9月9日（火）午後1時30分から
- 2 開催場所 熊本県庁本館10階1001会議室（熊本市水前寺6丁目18番1号）
- 3 漁場計画の概要
別記のとおり
なお、漁場計画の詳細については、当委員会事務局（県庁水産振興課内）において閲覧に供する。
- 4 その他
公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職業及び意見の概要を記載した書面を公聴会開催前日までに当委員会事務局へ提出して下さい。
なお、公述者の代理人として意見を述べようとする者は、代理人であることを証明する書面を持参して下さい。

別記 内水面における第12次漁業権切替に関する漁場計画概要

漁場計画番号 内区第1号

- 1 漁場の位置及び漁場の区域
漁場の位置
宇城市松橋町及び小川町
漁場の区域
県道鏡八代線砂川橋から下流200メートルの地点から下流の八枚戸川及び砂川河口から上流1,000メートルまでの砂川
- 2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第3種区画漁業 しじみ養殖業	1月1日から12月31日まで

- 3 地元地区
宇城市松橋町及び小川町
- 4 制限又は条件
公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

熊本県公安委員会規則第9号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年8月29日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則
熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

- 第5条に次の1項を加える。
 - 6 第1項又は第2項に該当する場合で、人の生命又は身体の保護のため緊急やむを得ず駐車する必要があり、駐車許可申請書を提出するいとまがないときは、口頭で警察署長に申し出ることによって、駐車許可申請書の提出に代えることができる。この場合における手続等については、警察本部長が別に定める。
- 附 則
この規則は、平成20年10月1日から施行する。